

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年2月5日まで縦覧に供する。

平成20年12月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成20年12月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人セーフティネット坂出－西部・中央・東部・金山地区

吉本 義弘

坂出市谷町2丁目7番56号

3 定款に記載された目的

この法人は、坂出市西部・中央・東部・金山地区において、防犯及び交通安全に関する事業を行い、地域安全に寄与することを目的とする。